

## 【 処置 】

## 638 鼻処置（副鼻腔炎等）の算定について

《令和7年7月31日》

## ○ 取扱い

- ① 副鼻腔炎（急性・慢性）に対する J 097 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対する J 097 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 急性咽頭炎
  - (2) 咽頭炎
  - (3) 急性上気道炎（6歳以上の患者）
  - (4) 慢性上気道炎

## ○ 取扱いを作成した根拠等

鼻処置は、上鼻道、中鼻道及び下鼻道の開大や鼻分泌物の排出を目的に実施するものであり、厚生労働省通知※に「鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置」が含まれる旨記載されている。

副鼻腔炎はウイルス、細菌、真菌による感染症やアレルギー反応等による副鼻腔の炎症であり、重度の鼻閉、膿性鼻汁等の症状を有するものもあることから、当該処置の臨床的有用性は高いと考えられる。一方、急性咽頭炎・咽頭炎は咽頭に炎症が生じた状態であり、当該処置の臨床的有用性は低いと考えられる。また、急性上気道炎や慢性上気道炎は上気道の炎症により咽喉痛、鼻汁、鼻閉及び咳等の症状を生じるが、鼻症状は軽度であり、同様に当該処置の臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①の傷病名に対する J 097 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）の算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する J 097 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について